

沼津農林まつりの開催期間中の出店に係る細則

(目的)

第1条 この細則は、沼津農林まつり開催期間中に本店する事業者等から暴力団等の反社会的勢力を排除し、安全かつ健全な営業とすることにより、沼津農林まつりに訪れる方々に本市の魅力を堪能してもらえ環境を整えることを目的とする。

(反社会的勢力の定義)

第2条 前条に規定する反社会的勢力とは、沼津市暴力団排除条例（平成24年10月26日条例第22号）第2条第1号及び第2号に規定する者のほか、暴力団員の配偶者、暴力団と密接な関係を有する者、暴力団関係企業をいう。

(出店の申込み)

第3条 出店しようとする者は、あらかじめ沼津農林まつり実行委員会（以下、「実行委員会」という。）が規定する出店申込書（第1号様式）並びに、誓約書（第2号様式）及び本人確認書（第3号様式）を実行委員会または、実行委員長に提出し、反社会的勢力排除のための出店許可を得なければならない。

(関係機関との連携)

第4条 実行委員会は、第1条の目的を達成するために必要な限度において、前条の出店の申込みを行った者が反社会的勢力であるか否か照会する等、警察等の関係機関と連携をとる。

(出店の不許可)

第5条 実行委員会は、次の各号に該当する場合、出店を許可しないものとする。

- (1) 出店許可を得ようとする者が、反社会的勢力であると判明した場合
- (2) 出店許可を得ようとする者が、反社会的勢力を従業員等として使用すると認められる場合
- (3) 出店許可を得ようとする者が、この許可に基づいて営業で得た利益を、反社会的勢力に対し、名目の如何を問わず、金品を提供することを予定し、又は便宜を供与する

などの関与をしていると認められる場合

(4) 出店許可を得ようとする者の経営に、反社会的勢力が実質的に関与していると認められる場合

(5) 出店許可を得ようとする者が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している場合

(出店許可の取消し)

第6条 実行委員会は、次の各号に該当する場合、出店許可を取り消すことができる。また、出店後においても出店許可を取り消すことができる。

(1) 出店許可を得た者が、反社会的勢力であると判明した場合

(2) 出店許可を得た者が、反社会的勢力を従業員として使用した場合

(3) 出店許可を得た者が、虚偽の申請で出店許可を得たことが判明した場合

(4) 出店許可を得た者と現に出店している者が、異なることが判明した場合

(5) 出店許可を得た者が、この許可に基づいて営業で得た利益を、反社会的勢力に対し、名目の如何を問わず提供することを予定し、又は便宜を供与する等の関与をしていると認められる場合

(6) 出店許可を得た者の経営に、反社会的勢力が実質的に関与していると認められる場合

(7) 出店許可を得た者が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している場合

(8) 営業中に、粗暴な行為、卑猥な言動その他客に迷惑をかける行為を行った場合

(9) 実行委員会等大会関係者の指示に従わない場合

附 則

この細則は、令和7年8月14日から施行する。